

57—07 P U D T

参加許否の決定

1. 参加許否の決定の手続

(1) 参加の申請があったときは、審判長は、参加申請書の副本を両当事者及び参加人（既に参加許可の決定を得ている者）に送達し、相当の期間を指定してこれに対して意見を述べる機会を与えなければならない（特 § 149②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

なお、参加申請人の提出した参加申請書以外の書類については、4. によることができる。

(2) (1)により意見を聴取した結果、特 § 148①の参加（当事者参加）について請求人適格が、また特 § 148③の参加（補助参加）について利害関係が明らかでないときには、審判長は参加申請人に審尋をして、これら（参加の理由）について疎明させる（民訴 § 44①の類推）。

(3) (1)の指定期間経過後、すみやかに参加許否の決定をする。決定については、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官（合議体）が審判により決定をする（特 § 149③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

民事訴訟法においては、当事者（民事訴訟法ではこの中に参加人も含めている。）が参加について異議を述べたときに限りその許否を決定するとされている（民訴 § 44）が、特許法においては当事者及び参加人からの意見の有無にかかわらず決定をしなければならないと定められている。

(4) 参加許否の決定は文書をもって行い、決定書には理由を付さなければならない（特 § 149④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）（→ 3. ）。

2. 参加許否の決定

参加の要件は職権調査事項である。

参加許否の決定に際しては、参加申請の理由とこれに対する意見書の内容を

検討する。

参加の許否は、特 § 148①の参加の場合には請求人適格の有無により、特 § 148③の参加の場合には利害関係の有無により、判断する。

3. 参加許否の決定の様式

(1) 参加許否の決定の記載事項は、特施規 § 50 の 6（実施規 § 23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）により定められている。

ア 審判番号

イ 当事者及び参加人並びにこれらの代理人の氏名又は名称

ウ 参加申請人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代理人の氏名又は名称

エ 決定の結論及び理由

オ 決定の年月日

そして、決定を審判官がこれを記名押印する（押印代替措置→00—02 の 2.）。

ただし、この決定に記載する当事者及び参加人は次のとおりとする。

(ア) 請求人

(イ) 請求人側の参加人

(ウ) 被請求人

(エ) 被請求人側の参加人

(2) 結論の表示方法（→45—04 の 6. (3)）

4. 参加申請人が提出した書類

参加申請人は、参加の申請と参加人としてすることができる審判手続とを併行してすることができるのであるから（→57—05 の 2.）、参加申請人から提出された書類の副本は参加許否の決定をする前でも当事者に送付し、必要があれば意見などを求めることができる。

5. 参加許否の決定に対する不服申立て

参加許否の決定に対しては不服を申し立てることができない（特 § 149⑤、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

審決に対して不服があるときは、参加を拒否された参加申請人も訴えを提起することができる（特 § 178②、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。

（改訂 H27. 2）